

不法投棄・不法焼却は法律で禁止されているため、絶対に行わないでください！



不法投棄・焼却は

犯罪行為です

○不法投棄

不法投棄とは、廃棄物(ごみ)を適正に処理せず、みだりに道路や山林、空き地などに捨てるもしくは埋め立てる不法行為のことです(自宅敷地内であっても処罰される場合があります)。

町内各所においても、タイヤ、家電製品、生活用品など、家庭から排出されたものとみられる一般廃棄物のほか、企業の事業活動から排出されたとみられる産業廃棄物が不法投棄されている事案が、数多く発生しております。

これらの行為は、美観を損なうだけでなく、生活環境や自然環境を悪化させ、さらには、水質や土壌の汚染の要因にもなります。絶対に行わないでください。

○不法焼却

不法焼却とは、畑や空き地などで、地面に穴を掘ったり、ドラム缶、コンクリート

ブロックなどで作った簡易焼却炉などを利用して廃棄物(ごみ)などを焼却する不法行為のことです。

この不法焼却についても、残念ながら町内各所において数多く見受けられます。

不法焼却は、ダイオキシンや有害物質の発生原因になるだけではなく、煙や悪臭で周辺住民の生活環境を悪化させ、さらには火災に発展しかねない不法行為です。絶対に行わないでください。

道有林での対応

道では、以前より道有林内

不法投棄・不法焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。これらを行った場合は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下(法人の場合は3億円以下)の罰金が科せられ、または併科される場合があります。

の林道周辺にゴミの不法投棄が頻発しているため、定期的な巡視や監視カメラの設置など、警察等と連携し、不法投棄の防止対策を行っています。特に10月は、重点的巡視路線の巡回を強化し、悪質な行為に対しては、厳しく対応することとしています。

通報をお願いします

これらの現場を見たり、廃棄物(ごみ)を発見した場合、通報をお願いします。

【問い合わせ先】

- ・八雲警察署
刑事・生活安全課
☎0137-64-2110
- ・渡島総合振興局環境生活課
☎0138-47-9438
- ・渡島総合振興局
東部森林室管理課
☎0138-83-7282
- ・八雲町役場環境水道課
環境衛生係
☎0137-63-2020

第一回目の申請受付中 資源ごみ集団回収活動 助成制度について

資源ごみのリサイクルを推進し、ごみの減量化を図るた

め、町内会や子ども会などの住民団体または法人格を持つ非営利団体が自発的に実施している資源ごみ集団回収活動に対する助成制度です。(第2回目は4月の予定です)

【申請期間】

10月31日(火)まで

【助成対象】

営利を目的としない住民団体など(個人は除く)が、八雲町内において今年4月～9月までの間に集団回収した資源ごみ(空き瓶、空き缶、古紙、紙パックなどで、古物商などへ売却したもの)。

【助成金額】

売却した資源ごみの重量
1kgあたり3円

【手続き】

各団体より町へ申請書(売却した際の伝票原本添付)を提出していただきます。また、法人格を持つ非営利団体は「資源ごみ回収活動計画書」を提出してください。(すでに提出済みの方は必要ありません)。

【問い合わせ先】

- ・環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020
- ・熊石総合支所住民サービス課
☎01398-2-3111

消防本部からのお知らせ

秋の 火災予防運動の 実施



『火の用心 ことばを形に 習慣に』を統一標語に、全道秋の火災予防運動が実施されます。

また、町内会、地域で防火懇談会や消火訓練を希望される場合は、下記までご連絡ください。

【予防運動期間】 10月15日(日)～31日(火)

【防災無線による広報(熊石地域)】

10月15日、23日、31日に広報を行います。

【問い合わせ先】

八雲町消防本部八雲消防署予防第1・2係

☎0137-63-2686

熊石消防署予防係 ☎01398-2-3393